

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（英文名 Okayama Visitors & Convention Association）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岡山市の文化的、社会的、経済的特性を活かしたコンベンションの常時開催体制の整備及び誘致を戦略的に推進するとともに、観光施設の整備運営、市民の観光意識の普及及び向上並びに観光客誘致宣伝事業の促進等によって観光事業の健全な振興を図り、もって地域経済の発展と市民の生活、文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光客及びコンベンションの誘致及び支援
- (2) 観光及びコンベンションの広報及び宣伝
- (3) 観光意識及びコンベンション理解の普及及び向上
- (4) 観光及びコンベンションに係る人材の確保及び資質の向上
- (5) 観光及びコンベンションに関する調査研究、情報収集及び情報提供
- (6) 郷土民芸及び地域文化の保護育成
- (7) 観光土産品の改善指導及び開発
- (8) 観光地の美化推進
- (9) 地方公共団体等が所有する観光施設等の管理運営
- (10) 旅行業法に基づく旅行業
- (11) 観光土産品その他物品の販売
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は岡山県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人若しくは団体
- (2) 特別会員 この法人に特に功労があった者又は学識経験者で、会長（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事をいう。以下同じ。）が推薦し、理事会の賛同を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団・財団法人法上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、総会（一般社団・財団法人法上の社員総会をいう。以下同じ。）において別に定める会費を納入しなければならない。

2 既に納入された会費は、返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会をもって一般社団・財団法人法上の退社とする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員にあっては、第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(権利の喪失)

第11条 会員としての資格を失った者は、会員としての一切の権利を失うとともに、既に納入した会費その他拠出金品に関してなんらの請求をすることができない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、総会を招集しようとするときは、開催の日の一週間前までに必要事項を記載した書面により正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には二週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に限り、書面をもって表決し、又は他の正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合において、前条第1項及び第2項の適用については、その正会員は会議に出席したものとみなす。

2 法人又は団体である正会員にあっては、その法人又は団体の構成員に、書面をもって表決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会に出席した会員の中から選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印するものとする。
- 3 総会の議事録は主たる事務所に備え置き、会員から閲覧の請求があったときはこれに応じなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 4 前項の副会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の法人に対する責任の免除等)

第 27 条の 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条の規定により、同法第 111 条第 1 項に規定する理事及び監事の損害賠償責任については、当該理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条の規定により、外部理事及び監事との間で、同法第 111 条第 1 項に規定する外部理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第 28 条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、この法人の事業遂行上重要な事項について会長の諮問に応じ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(専門部会)

第35条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の同意を得て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営等に関して必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要に応じて事務局長その他の職員を置き、理事会の決議を得て会長が任免する。

3 事務局に関する規定は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は岡崎 彬、副会長は則武 宣弘、高次 秀明、専務理事は西正尚とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にか

かわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改正附則

- 1 この定款は、平成26年6月26日から施行する。（第27条の2、2）